

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年 3月31日

沼田町長 横山 茂



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

沼田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年 3月30日

3. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4,130.00	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3,766.80	ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	255.45	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	195.10	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.11	ha
<small>（備考） 沼田町では有休農地が発生しなく農地集積が図られている中で、中間管理事業を使用すると他地区に農地が分散されることが懸念される。</small>		

4. 対象地区の課題

本町の高齢化率は43%を占めており、担い手農家についても50歳以上で後継者のいない担い手が全体の30%となっている状況であるため、近い将来離農者が増加することが懸念されている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

沼田地区については、高齢による離農者が今後多く出てくる中で、法人化等により農地集積が図れる体制を整備していくとともに、農家子弟以外の農外からの新規就農者を積極的に受け入れを促進し、将来的に沼田農業の持続的な発展を目指す。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地中間管理機構の活用方針】

沼田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指す。本町では牧草の販売のために採草放牧地を活用しているが、家畜利用がないこと

から今後農地集積の検討が必要である。特に本町の中でも採草放牧地を多数占める「北竜地区」を重点的に事業を推進していく地区として、新規参入者への農地集積及び地区の担い手農家への農地集積を進めていく。「北竜地区」の20.0haを本地域の目標面積として位置づけ、事業活用に向けて地域の中の話し合いで積極的に周知していく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、沼田地区において、農地の用水施設整備を中心に暗渠排水・区画整理等の基盤整備に取り組む。

【今後の地域農業のあり方】

沼田町は水田・畑を合わせた耕作面積に占める水田の割合が約78%で、水稲の作付に傾注してきた地域としては主食用米の需要が減少しているが、加工用米・新規需要米（米粉用米）などで水張面積の維持を図るとともに、大豆などの畑作物や花き・ブロッコリー・加工用トマトなどの園芸作物の作付により、水稲収入を保管し、地域のブランド力を活用し、作物の高付加価値化を図り、所得向上につなげていく。

また、女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っていることから、女性の能力が一層発揮されるよう意見等を集約し女性の活躍を推進し魅力ある農業経営の育成に取り組む。

7. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 124経営体

法人 12経営体

8. 7の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。